

宿泊税の充当事業について

小樽市では、有識者や観光関係者で構成する小樽市宿泊税検討会議の意見を踏まえ、令和8年度は宿泊税を基に下記の事業を実施いたします。

■実施事業と充当額 153,569 千円

○歴史遺産や個性ある景観の保全 7,000 千円

拡大	歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金 (歴史的風致形成建造物の修理に係る工事費の一部助成)	7,000
----	---	-------

○観光インフラの整備 11,518 千円

拡大	運河散策路維持管理経費 (浅草橋街園冬季段差解消事業費)	518
拡大	臨時市道整備事業 (本通線等歩道のインターロッキング舗装)	5,000
拡大	除雪費 (観光地周辺歩道段差解消、中央通線・本通線・運河通線排雪)	6,000

○受入環境の整備 48,110 千円

新規	旅行者安全確保整備事業費 (宿泊者向けの避難所備蓄品整備)	9,490
新規	令和版口マネスクイルミネーション事業費 (ライトアップエリア拡大に向けた検討、実証実験)	6,149
拡大	オーバーツーリズム対策事業費 (警備員の配置やSNSによる観光客への注意喚起やマナー啓発等)	31,471
新規	おもてなし認証推進協議会補助金 (小樽おもてなし認証制度の普及事業への支援を実施)	1,000

○マーケティング等に基づく観光戦略づくりとそれに基づく取組 66,710 千円

新規	地域DMO交付金 (国のガイドライン改正(※1)を踏まえ、DMOに対する総合的な支援を実施)	60,000
拡大	観光入込調査デジタル技術活用事業費 (観光入込客数をGPS人流データ活用により公表)	6,710

○賦課徴収に係る経費 20,231 千円

宿泊税導入経費 (賦課徴収及び導入準備費用)	20,231
------------------------	--------

事業充当後の残額47,431千円(歳入予算201,000千円-事業充当額153,569千円)について、翌年度に支給する特別徴収義務者交付金及び観光振興における不測の事態や社会情勢の変化等に対応するための財源として、基金残高を確保する。

(※1) R7.3.25に観光庁の「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」が改正され、DMO(観光地域づくり法人)が観光地域づくりの司令塔としての機能を最大限発揮できるよう、観光地経営戦略の策定の義務化、組織体制の更なる強化、安定財源確保の強化が登録要件に位置づけられた。